

九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学動物実験委員会規程

(設置)

第1条 九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学における教育・研究を推進する一環として、動物愛護精神に則った適正な動物実験が行われるよう、動物実験の倫理に関する審査を行う九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学動物実験委員会（以下、「委員会」と略）をおく。

(目的)

第2条 委員会は学長の諮問により九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学内において行われるすべての動物実験に関し、「九州栄養福祉大学・東筑紫短期大学動物実験指針」の適正な運用を図り、同指針に定められた事項について調査、審議をなし、その結果を学長に報告、助言すると共に、実験者に対して、適正な動物実験が行われるよう指導および助言することを目的とする。

(組織)

第3条 上記の目的を達成するために、委員会は次の各号に掲げる委員の参加をもって組織され、学長がこれを委嘱する。

- (1) 副学長
 - (2) 学部長及び学科長
 - (3) 実験に携わる研究者 大学短大各々 若干名
 - (4) 人文系教員 若干名
 - (5) その他、必要に応じて学長が参加を求めた者が加わることができる
- 2 前項第3号から第5号に掲げる委員は、委員長の推薦により、教授会の議を経て、学長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は委員会を召集し、その議長を努める。
- 3 委員長に不都合があるときは委員長の指名する委員がその代理を努める。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

(委員会の議事)

第6条 委員会は過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって可決することができる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合には、委員以外の者が参加し、傍聴あるいは説明や意見を述べることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は委員会事務局で行う。事務局は委員の中から若干名選出する。尚、委員会の事務処理は庶務課にて行う。

(英名表示)

第9条 この委員会の英名表示は、「Kyushu Nutrition Welfare University and Higashichikushi Junior College Animal Care and Use Committee」とする。

(附則)

- 1 この規程は平成17年4月1日から施行する。
- 2 この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 3 この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。